

第28回中小企業政策審議会

平成31年4月2日（火）

経済産業省中小企業庁

午前9時58分 開会

○田上企画課長 委員の方が全員お揃いなので、定刻より早いですが、ただ今から第28回「中小企業政策審議会」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ御参集いただきまして、誠にありがとうございます。司会、事務局を務めさせていただきます中小企業庁企画課長の田上です。よろしくお願いします。まず、初めに、中小企業庁次長の前田より御挨拶申し上げます。

○前田次長 どうもおはようございます。

長官の安藤が公務なものでございますので、代理で挨拶させていただきます。

本日は、年度初めのお忙しいところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。本日御審議いただきたいのは、主に3点でございます。

1つ目は、中小企業白書・小規模企業白書。

2つ目が小規模企業振興基本計画。

3つ目が中小企業強靱化法案ということでございます。御議論いただきたく思います。

今回の白書は、新時代を視野に入れまして、特に経営者の世代交代、中小企業・小規模事業者に期待される自己変革に焦点を当てまして分析しております。事例も例年になくふんだんに盛り込んでおりますので、そういうことを後で御報告させていただきます。

白書でも取り上げた論点の中で、事業承継や災害の備えについては、個人事業主の事業承継についての税制改正を今般行います。今国会には、中小企業強靱化法案も提出させていただいておりますけれども、対策をしっかりと前に進めていきたいと考えております。

また、白書や提出法案に加えまして、前回のこの総会で諮問させていただきました、小規模企業振興基本計画の改定につきましても、小規模企業基本政策小委員会での検討状況を御報告し、御議論を頂戴したいと考えております。

昨日、元号が新しくなりましたが、中小企業が新たな時代に花開くべく、さまざまな対策を講じていきたいと思っております。この分野はともすれば、古めいたことがしっかりと残っていくということもありますけれども、新時代にふさわしい政策体系に取り組んでまいりたいと思っております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○田上企画課長 プレスの方、頭撮りはこちらで終わりとしていただければと思います。

(カメラ撮り終了)

○田上企画課長 本日は委員20人のうち、川田委員・小高委員・早乙女委員・三村委員・安河内委員・細田委員・森委員が御欠席でございますが、13名の御出席をいただいております。中小企業政策審議会令第8条第1項に基づきまして、本日の審議会は成立しております。

本日、御出席の委員の皆様のお紹介につきましては、お手元に配付させていただいております座席表及び委員名簿で御紹介に代えさせていただきます。

また、新たに選任された委員は、豊永委員・早乙女委員でございますが、早乙女委員にお

かれましては、本日は御欠席のため、弘中代理にご出席いただいております。

また、本日、オブザーバーとして、小規模企業基本政策小委員会の委員長であります、中京大学経営学部教授の寺岡寛様にお越しいただいております。

それでは、審議会の運営について説明を申し上げます。

経済産業省では、審議会のペーパーレス化に取り組んでおります。そのため、委員の皆様にはiPadを配付させていただいております。お手元のiPadをご覧くださいませでしょうか。本日使用いたします会議資料が表示されているかどうか御確認いただければと思います。資料は配付資料一覧で御確認ください。また、参考資料といたしまして諮問文等を格納しております。資料が表示されないなど問題がございましたら、事務局までお申しつけください。

次に、審議会の議事の公開について御説明申し上げます。審議会は、原則として公開の方針でございます。本審議会も原則公開とし、資料及び議事録を公表いたします。ただし、資料4-1、4-2、白書に関するもの、5-1、5-2、小規模白書に関するところ、資料7、8につきましては、4月下旬を予定しております閣議決定を経て公表することになりますので、それまでの間、委員限りの取扱いとさせていただきたいと思いますので、何とぞ御了承いただければと思います。

これより先の進行は、三村会長にお願いしたいと思います。三村会長、よろしく申し上げます。

○三村会長　よろしく願いいたします。

きょうはいろいろな資料がたくさん入っていきまして、ややわかりにくいので、①の議事次第を開いていただけますか。先ほど、前田次長からありましたけれども、きょうは3つに分けて議事を進めたいと思います。その第1部が（１）と（２）で、これは一括してやらせていただきます。これが終わった後に質疑応答という形で、15分ぐらいとらせていただきます。

その次に（３）の小規模企業基本計画についてやらせていただきます。

それから、第3番目として（４）（５）を一括してやらせていただきます。各々のセッションで、それぞれ質疑応答させていただきますので、このような順序でやらせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、1部として（１）（２）になりますけれども、これについて事務局からの説明をお願いします。

まず、（１）からよろしくお願いします。

○伊藤調査室長　調査室長の伊藤でございます。

それでは「2019年版中小企業白書・小規模企業白書概要（案）」について御説明したいと思います。資料3に沿って、お話をさせていただきます。

1 ページ目がことしの白書でございますが、本日の審議会を経まして、4月下旬の閣議決定を想定しております。

2 ページ目がことしの白書の骨子でございます。去年は人手不足、生産性向上がテーマで

ございました。ことしは、人口減少、経営者の高齢化を踏まえた経営者の世代交代、それから、さまざまな構造変化を踏まえた中小企業・小規模事業者に期待される自己変革、この2点に焦点を当てております。また、昨年同様、事例を豊富に紹介して、経営者目線に立ったわかりやすい内容にしております。

以下、要点につきまして御紹介させていただきます。

ここは飛ばしまして、4ページ目になります。まず、経営者の世代交代についてでございます。まず、事業承継でございますが、図1に示したとおり、事業承継の過半は親族内の承継でございます。こちらにつきましては、事業承継税制などさまざまな支援措置が大幅に進んでおります。

その一方で、図1にありますように、親族外承継も一定のシェアを占めております。今後、こうした親族外承継についても、一層推進することが期待されるところでございます。また、その親族外承継につきましては、新しい事業が展開されることもあります。

右の事例は、福井市の和菓子屋さんが後継者を探すために事業承継の支援センターに相談したところ、障害者の就労継続支援企業がちょうどその作業の多様化を求めているために、事業を承継することになったケースでございます。事業承継後に、事業の将来性が見えてきて、新商品の開発あるいは仕事の効率化が進んだ事例でございます。

次に、5ページ目は、事業承継はせずに廃業するケースについて紹介しております。実際には事業承継が難しくて廃業を選択しなければならないケースもございますが、廃業にも費用がかかりますので、その決断がなかなかできないこともございます。ですけれども、持っている経営資源を有償で引き継ぐことができれば、廃業費用の一部を賄うことができます。ただ、図1にありますように、経営資源にもよりますけれども、実際にその経営資源をほかの事業者に引き継ぐことができた経営者は、2割から4割にとどまるということです。ので、より円滑な引き継ぎを進めることが必要かと考えております。

右側の事例は、特殊鋼の専門商社ですけれども、取引先の鉄鋼の販売会社から、販売先、従業員等を引き継いだケースです。もとの経営者は当然、まとまった資金が手に入ったこともありますし、従業員の雇用をケアすることもできた。取引先に迷惑をかけることもなかったことで、引退後の満足につながっているケースでございます。

次に、6ページは、今度は経営資源を引き継ぐ側の話でございます。図1は、起業を考えている方、起業準備者に伺ったアンケートの結果でございますが、こちらは実際に経営資源を引き継ぎたい方の割合を示したものでございます。起業準備者を特に成長を考えている方とそうでない方に分けると、やはり成長を考えている起業準備者の方ほど、経営資源を引き継ぎたいという要望がございます。しかしながら、実際に引き継ぎができていくかというところ、それは図2を見ていただきたいと思います。ですけれども、経営資源の引き継ぎを希望する準備者の方と、実際に経営資源を引き継いだ方のギャップが大きいものですから、このギャップを埋めていくことが重要になってまいります。

右側のケースは、経営資源を引き継いで起業したケースであります。起業した方は、もと

もと銅合金の鋳造を行う企業に勤めていたのですけれども、社長が急逝されまして、その後
に廃業したのですけれども、技術が失われることがもったいない、大変心残りだということ
で、経営資源を引き継いで新たに創業したということでございます。

7ページは、今度はフリーランス・副業についての話でございます。近年、フリーランス
が新しい起業の形態として注目されておりますが、このフリーランス・副業につきましては、
開業費用が低く済むというメリットがございます。図1にお示ししたとおり、通常の起業に
比べますと、開業費用が100万円以下におさまった方がかなり多いことがわかります。

一方で、フリーランスからやがて雇用拡大につながったという方、あるいは副業から本業
へ移行した方は一定の割合でございます。こちらは図2を見ていただければと思いますが、
このように起業の一形態として、フリーランス・副業をこれから進めていく必要があるかと
存じます。

右側の事例は、ウェブデザイナーの方なのですけれども、いきなり通常の創業ではなくて、
まず、フリーランスとして腕試しをして、自分のところに顧客がつくかどうかを試したところ、
顧客がちゃんとつくことがわかりましたので、実際に法人化して本業として、その後さら
に急成長したケースでございます。

以上が経営者の世代交代の話でございまして、以降は、中小企業・小規模事業者に期待さ
れる自己変革の話でございます。

まず、8ページ目は、技術、研究開発の話でございます。技術革新が急速に進んで、第四
次産業革命といったような時代になっております。また、顧客ニーズの多様化といったよう
な状況が進んでおりまして、自社だけで商品やサービス開発を行うのは難しい状況になっ
ております。こうした中、オープン・イノベーションの必要性が高まっているわけですが、
実際に中小企業もオープン・イノベーションの相手として期待されている部分がございます。
図1ですけれども、大企業が期待する研究開発の連携相手として、中小企業は、大学、
大企業に次いで3番目に位置しております。こうした先端的な研究あるいは技術開発の成
果を導入することによって、連携相手として活躍することが可能になるかと存じます。

右側は、ケーブルワイヤーをつくる企業なのですけれども、これは実際に大手企業の目と
とまりまして、システム開発を依頼されるようになりました。その後、その大手企業とパー
トナーとして継続的な契約を結ぶことになりまして、さらにその後、AIの導入等を行い、現
在では地域でのAIとかロボットの導入を促進するリーダーとして活躍しているケースでござ
います。

次がインバウンドの話でございます。サービス業を中心に、人口密度が低い地域ほど、労
働生産性を高めるのは難しい状況になってございます。特に地方圏ほど、域外の需要を取り
込むことが重要になってくる状況でございます。そこで一つの重要なポイントになってく
るのが、最近急増している訪日外国人の観光客でございます。図2を見ていただくと、急増
しているのがわかるかと思いますが、特に外国人の宿泊者数の伸び率を見てもみま
すと、赤い枠囲いの中ですけれども、地方の県がかなり健闘していることがわかります。実際

にそういった需要を獲得することが重要になってくる。

右側の事例は、奈良県の寿司屋さんなのですが、もともと「すし体験教室」を開いていたのですが、これを外国人向けにいろいろとアレンジすることになってから、3年半で10万人、5年間で30万人の外国人観光客が体験することになったケースでございます。

次は、10ページ目で、今度は防災・減災の話でございます。特に昨年、自然災害が多発いたしましたけれども、実際にそこで防災・減災の対策をどれぐらいとられているのか調べてまいりました。図1は、対策を行っていたか、行っていないかによって、被災後に売り上げがもとの水準に戻る期間がどれだけ違うのかを見比べたものでございます。当然のことですけれども、対策をしている企業のほうが回復にかかる時間が短いことがわかります。しかしながら、実際にどの程度の企業が対策をしているかと申しますと、図2を見ていただくとわかるとおり、従業員数21人以上の企業でも46%、20人以下になりますと22%ということで、まだまだ対策している企業数はそれほど多くはありません。大企業の関係者等を巻き込みながら普及啓発をしていくことが極めて重要になってまいります。

右側のケースは、大企業の取り組みなのですが、重要な取引先の4社に3社がBCPを策定していなかったことがわかったので、取引先のBCPの策定を支援していった事例でございます。

11ページ目でございますが、最後は災害のもう一点で、損害保険、共済についての話でございます。中小企業の多くは、何らかの形で損害保険や火災共済に加入しております。図1をごらんいただきますと、結局のところ3社に2社が加入している状況でございますが、実際に被災したときにちゃんと被災額をカバーした給付がなされたかといいますと、実際はそうではなくて、被災した企業の約2割が「ほとんどカバーできなかった」ということです。約2割が「3割未満」ということでございまして、被災額に見合った給付がなかなかなされていない状況でございます。自社のリスクを踏まえて、その内容に見合った損害保険あるいは共済に入っていることが重要でございます。

右側のケースは、自社の損害保険を見直したときに水災補償がついていなかったもので、水災補償を付保する手続を行った1カ月後に実際に浸水被害を受けまして、甚大な被害をこうむったのですが、1億7000万円の損害保険金を受け取ったケースでございます。

以上がことしの白書の概要でございます。

なお、その後ろに案内がついてございますけれども、こちらは昨年の白書から事例をピックアップしまして、これをわかりやすく紹介する書籍を2月に発行させていただきました。ことしもこういった事例を紹介するような、広報の手段についてもさまざまな取り組みを検討してまいります。

私からの説明は以上でございます。

○三村会長 続きまして「平成31年度において講じようとする中小企業施策」及び「平成31年度において講じようとする小規模企業施策」について、事務局から説明をお願いいたします。

○茂木総務課長 それでは、ただいま説明がありました白書の内容も踏まえまして「平成31年度において講じようとする中小企業・小規模事業者施策（案）」について御説明したいと思います。

資料の06というファイルがございます。「平成31年度において講じようとする中小企業・小規模事業者施策（案）」の概要がございます。こちらを開いていただけますでしょうか。字が小さいので拡大していただきながらごらんいただきたいと思います。白書のポイントも踏まえまして、平成31年度に講じようとする施策については、大きく5つのポイントを立てております。

1つ目は「事業承継・再編・統合等による新陳代謝の促進」でございます。

2つ目が「生産性向上・人手不足対策」でございます。

3つ目が「地域の稼ぐ力の強化・インバウンドの拡大」です。

4つ目が災害対応でございまして、「災害からの復旧・復興、強靱化」でございます。

5つ目として「経営の下支え、事業環境の整備」です。

これに加えて一番下にありますが、本体のほうでは第六章で「業種の対策、それから、エネルギー環境も含めたその他横断的な対策についても言及しております。

きょうは、この資料6に基づいて、簡単に来年度の予算、税制措置について説明したいと思います。

まず、第一章のところの「事業承継・再編・統合等による新陳代謝の促進」でございますが、御承知のとおり、昨年度に「法人」向けの事業承継税制が抜本拡充されました。次に「個人事業者」の集中的な事業承継を促す10年間の時限措置として、新たに贈与税・相続税の100%納税猶予制度が創設されます。それから、第三者への引き継ぎ、事業承継を円滑化していくために、事業引継ぎデータベースを引き続き強化させていただくことを進めてまいりたいと思います。具体的にはこの右側に、税制措置、予算措置について、今年度の予算あるいは税制措置として確保しております。

2番目の「生産性向上・人手不足対策」でございます。「ものづくり・商業・サービス補助金」「持続化補助金」「IT導入補助金」は昨年度までは、それぞれ予算措置をしておりましたが、今年度はこの3つの補助金を効果検証まで一体的にできるように、一つの補助金として要求し、これを認めていただいております。「中小企業生産性革命推進事業」として実施してまいります。補正予算で1100億円の予算をお認めいただきました。

「ものづくり・商業・サービス補助金」と「持続化補助金」については、平成31年度の当初予算でも予算化を実現しております。

続きまして、3つ目の「地域の稼ぐ力の強化・インバウンドの拡大」でございます。これは、中小企業が新しい技術、事業モデル、ビジネスモデルを開発していくときに、いろいろな関係者と連携して新たに事業を起こしていく補助金でございまして、いわゆるサポインとかサビサポと呼んでおりますが、こういった補助金をしっかり本年度も手配しています。

海外の需要の獲得については、先ほども触れておりますが、マッチング・海外展示会等の

国内・海外販路開拓等の支援の補助金も引き続き獲得しております。

第四章として「災害からの復旧・復興、強靱化」であります。まず、1点目は、昨年の平成30年7月豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震等災害が相次ぎまして、これに対応した復興・復旧の補助金は引き続きしっかり執行してまいりたいと思っています。加えて、後ほど説明させていただきますが、中小企業の強靱化を支援する意味で、法案を既に今国会に提出させていただいております。また、それに関連した税制についても、中小企業の防災・減災投資を行った場合の特別償却制度を新たに創設しております。

5つ目のポイントとして「経営の下支え、事業環境の整備」ですが、ことしの10月に消費税が増税されるということでございますが、それに伴いまして軽減税率が導入されます。中小企業、小規模企業がこの軽減税率に円滑に対応できますように、レジの導入補助金を既に施行しておりますけれども、さらに必要な補助額を積み増しまして補助率を3分の2から4分3に引き上げる。加えて、補助金の総額もこの補正予算で資金を確保しまして、基金の積み増しをして万全の体制で軽減税率の対応を進めてまいりたいと思っております。また、消費増税に伴う臨時・特別の措置として、商店街の活性化支援措置として、50億円の予算についても認めていただいているということでございます。

以上が「平成31年度において講じようとする中小企業・小規模事業者施策（案）」の概要でございます。

○三村会長 どうもありがとうございました。

盛りだくさんの内容になっておりますけれども、一つは、たくさん施策があるのですけれども、これを使っている人と使っていない人で差が出てしまうという問題もあるのですが、1つとしてまとめて使いやすくしたという措置もとっていただいたので、これはちょっと評価できると思います。

それでは、ここで御意見のある方はどうぞ。いつものとおりこのプレートを立てていただいて、御発言いただきたいと思います。

まず、高橋委員、最初ですからよろしくお願いします。

○高橋委員 ありがとうございます。北海道から参りました高橋でございます。いつもながらの白書の内容、大変充実したもので勉強させていただいております。

私からは、地域としての御礼かたがた御報告ということで、この施策の中で「災害からの復旧・復興、強靱化」という項目がございました。私どもは御案内のとおり、去年9月6日、1回目の大きい地震が、北海道胆振東部地震ということで、震度7は北海道史上初の規模でございまして大変びっくりし、かつその直後に、その地震に触発される形で北海道全道域が電力供給途絶という、いわゆるブラックアウトというらしいのですけれども、そういう状況に遭遇し、震源地近くの住民の方々ばかりではなく、全道民が被災者になるという前代未聞の災害に直面をいたしましたところでございます。

ただ、そういう中で、千歳空港というのはこの震源地から本当に近隣のところにございまして、地震発災の当日は民間機も動かない中で、自衛隊機を使ってエネルギー庁の幹部職員

の方にお入りいただき、とにかくこの電力供給途絶をいかに解消するかということで、陣頭指揮をしていただいたことに心からの感謝であります。

加えて、この中小企業政策の分野につきましても、こちらでは結構高く売れるようでありますけれども、シシャモを御存じでしょうか。とったものを塩で干してそれをあぶって食べるのがメーンの食べ方の、そのシシャモの産地である、むかわ町を含めて結構大きな地震があったところでありました。商店街も御多分に漏れず閉店のところも多い中で今回の被災でありましたので、商店街の個々の方々もショックを受けて、なかなか立ち上がり、あるいはやめようかということも多い中であったわけでありました。

当初は、私ども道庁と経産局、それから本庁からお越しいただいた皆様方で、地域説明会というようなものをやりまして、皆さん、関係の事業者の方々に集まってもらって、こんな施策メニューがありますよ、しっかりやりましょうねということをやっていたのですが、それでは立ち上がりに意欲のない方々、うまくいかないということが我々行政サイドの共通認識となりまして、いわゆるハンズオンというのでしょうか、商店街に面しているそれぞれの事業者のところに、経産局の方と私どもとでチームを組んで出向いて、どういう状況なのか、どういう被害があるのか、それに対してこういう施策メニューがあるということができて自己負担はこのくらいでどうするかという、そういういわゆる手とり足とりの形での支援をやっていただきました。現地には、シシャモ屋さん、花屋さん、たい焼き屋さん、電気屋さん、いろいろな事業者がおられたのですが、今、一つ一つ立ち上がりが可能になってきて、年を明けて共同店舗のようなものもでき、一安心の状況になっているという御報告と御礼でございます。

まさに中小企業政策は、数が多いがゆえに、その対策は全体としてどうするかという形にもならざるを得ないと思うわけでありますが、こういう災害などがあつた場合には、それぞれの方々の状況に寄り添う形で、いかにそれぞれの状況に合う形の復旧・復興をやるかということの重要性を私ども道庁も認識したところでありまして、改めまして中小企業庁を初め、経産省の皆様方に心からの感謝でございます。

こういう形の復旧・復興のありようは、私どもの北海道に来られる前に、西日本の豪雨の現場に出向いて支援をしていた方も、経産省からも何人か来ておられました。去年は幸か不幸か、日本国全体がさまざまな災害があつたわけでありまして、ぜひそういったところで共有をした、災害からの復旧・復興に向けての中小企業、小規模企業対策のノウハウを、もとより私ども自治体もしっかりと引き継いでいきたいと思うわけでありますが、中小企業庁におかれてもそのような形で御対応していただければと、このように願う次第であります。

以上であります。

○三村会長　ありがとうございました。

このセッションは15分ぐらいで終わりますが、今、挙げているのは、沼上委員、三神委員、河原委員、阿部委員ですか。そうしたら諏訪委員まで含めて全部行きましょう。一応、3分以内でよろしくをお願いします。

では、沼上委員からどうぞ。

○沼上委員 なるべく短めに終わりたいと思いますけれども、感想も述べさせていただきたいと思います。

今回、平成31年度に講じようとするということにも出てきますが、事業承継のところなのですけれども、随分、親族外の事業承継を促進しなければいけない、あるいはM&Aも含めた事業承継を促進しなければいけないという問題意識について、私も全くそのとおりだと思っております、できればその方向をさらに促進していただければと思っております。

なかなか利益の出ない中小企業をいろいろな優遇策で承継するだけでは、日本経済の生産性は上がっていきません。もちろん、その貴重な経営資源を維持する意味で、先ほどの藤網合金の事例のように、それを維持していくこと自体が重要なのですけれども、もう一つ、環境変化に合わせて経営資源の組みかえを行っていくという点から見ると、必ずしも親族内の承継だけでなく、第三者による承継が極めて重要になってくるのではないかと思います。

もちろん星野リゾートみたいに、親族内の承継でも非常に大きな変革をしていくところもあるわけですが、そうではないケースも多々ありますので、それが重要だと思っています。

資料03の右下4ページ目を開いたときに出てくる図2がございます。その右から3つ目のところを見ると、取引先との関係は、第三者の承継をしているところは苦労しているというようなのが出てきますが、これは逆に言うと、取引関係を組みかえていると読むこともできると思いますし、一番右側を見ると、後継者を補佐する人材の確保についてはむしろ苦労していないという意味で、新しい人材が流入してきている可能性も示唆されるところがあると思います。その意味では、第三者への承継は非常に促進されるべきところで、M&Aも含めてこれを活発化していくことが日本経済にとって極めて重要ではないかと思っています。

もう一点、右下8ページ目をごらんいただきますと、大企業が中小企業と研究開発の連携をしたいというデータが出ておりますが、これは実はもう少し、大企業と連携するだけではなくて、中小企業同士あるいは中小企業が、例えば産総研のようなところと連携をして、独自性のあるイノベーションを中小企業が生み出していくという方向もすごく重要ではないかと思っておりますので、そちらのほうもぜひお考えいただければと思っています。

以上でございます。

○三村会長 ありがとうございます。

三神委員、どうぞ。

○三神委員 ありがとうございます。

資料6の第一章に上がっております、事業引継ぎデータベースの運用面の話になるのですけれども、特に税理士事務所、会計事務所、特許事務所、このあたりの地方都市の跡継ぎがいないといったところがどこに買収されるかという問題もございます。実はイギリスだ

とトップテンに入るような会計事務所が海外勢に買収されて、特許情報などが全て事前に漏れるという非常にリスクなことが起きております。何とか類似の事態を防ぐために、こういったところがデータベースに入ってきた場合には、要注意マークではないですけども、注意喚起をするような運用をしていただけないかというお願いがございます。

もう1点は、軍事転用可能な技術を持っている会社がリストに入ってきたときに、同じような問題が起きてくる。安全保障貿易管理の制度により、物単位では追跡していらっしゃると思うのですが、このM&Aという企業単位のデータに入ってきたときに抜け道になるリスクがあるのではないかと。

懸念しているのは、並行して、担当部署が違つかとは思うのですが、外国人による日本での起業促進も政策でやっていらして、最近、顕著に見られるのがAI関連のアプリなど、非常に小資本でできるので若い世代がどっと入ってくる現象です。この一部で、共同代表を立てて日本人の経営者に見えるようなケースも出てきていますので、リスク管理上こうしたプレイヤーにも法的な対策をしていただけないかと思っております。

ひとまず、以上になります。

○三村会長 ありがとうございます。

河原委員、お願いします。

○河原委員 ありがとうございます。

白書に関連いたしまして、3点お話いたします。まず、事業承継に関連いたしまして、事業承継を支援している一人としては、想定を超える手厚い支援策にありがたい思いでおります。ところで、高齢の経営者が引退を決断する場合というのは、事業承継と廃業は、後継者の有無という視点から見ると表裏一体の関係で、どちらも取り組みの時期が重要であると考えています。すなわち、早期の段階では幅広い選択肢があつて、様々な検討ができる可能性があります。一方、業績が悪化してさらに財務体質が悪化すると、事業承継は極めて困難になります。手遅れになる前に新陳代謝を促して、撤退のタイミングを見逃さないことが極めて大切であると私どもは考え、会計士協会では研究報告を公表しております。

さて、白書説明資料の6ページ、経営資源の引き継ぎ、これは経営者の方に、思いの一部が残りどこかで生かされることが白書を通してメッセージとして伝わればいいのではと思います。それから事業引継ぎ支援センターではデータベースでマッチングサイトを運営についてですが、こちらに関しまして、できましたら、経営資源の一部の引き継ぎについても支援メニューに追加されると、先ほどお話にもありました新時代にふさわしいものになるのではないかと思います。

2点目ですが、最近、ある委員会で経営上の課題がないと回答した経営者が多いというアンケート結果を見ました。私は、多くの中小企業が自らの実態をご存知ないのではないかと、そんな疑問を持ちました。もしかしたら、財務体質の現状を的確に見えていないかもしれない、だから、さまざまな支援策があるのに活かされていないのではないかととも思います。せっかく「ローカルベンチマーク」や「経営デザインシート」など、便利なツールが公表され

ていますので、しっかり広報していただきたいと思います。

今回の白書を通して、変革への一步を踏み出す機会となることを願っています。

それから、資料8ページに関連しまして、IC推進のために、私はスマートSME研究会委員として、創設された「認定のスマートSMEサポーター」が余り知られていないのが残念です。もっとここの広報も進めていただきたいと思います。

3点目ですが、大企業との連携促進についても期待されているようですが、表に出ないトラブルもありますので、中小企業の支援のために法的なサポートをお願いしたいと思います。以上でございます。

○三村会長 ありがとうございます。

次に、阿部委員、よろしくお願いします。

○阿部委員 ありがとうございます。手短にお話ししたいと思います。

6ページの図1なのですけれども、もちろんこれはもうかっている業績のいい企業は引き継ぎたいのは当たり前のことです。この図2なのですが、そうであっても事業承継したいというのがこんなにギャップがあるのは重要なのですけれども、それに対してどういう支援策があるのかどうなのか。その真因をどう捉えて、生の声をどう捉えてどう対策していくのかということが大切である。先ほどの『儲かる中小企業』の中に、その処方箋とありますけれども、処方箋はあるのかどうなのかというところが重要です。このことは経営者のスキルに任せているということなのか、これが第1点です。

次に、8ページの図2なのですけれども、働き方改革で生産性を上げると言っているのですが、この方法としてIT、IoTということを盛んに言われていますけれども、中小企業では54.3%が導入する気がないということに対しての重要性、これをどう支援策で捉えているのか、それを具体的にどう一事業主に伝える策があるのかどうなのかということも、お聞きしたいと思います。

白書は非常によくできておりますけれども、そこから先のところを私たちは非常に期待しておりますし、商工会議所なり商工会、さまざまところでそれが浸透していくことをぜひともお願いしたいなと思います。

以上です。

○三村会長 後ほど、中小企業庁から回答してくださいね。先ほどの幾つかの、軍事に属する話についてもよろしくお願いします。

次は、諏訪委員、よろしくお願いします。

○諏訪委員 ありがとうございます。

平成31年度において講じようとする中小企業・小規模事業の施策という形で、広い範囲で網羅されていて非常にありがたく思います。ただ、三村会長がおっしゃったとおりに、これをいかに皆さんに知らせ活用につなげていくかが非常に重要だと思います。

その点で、白書に関しても、私も今まで白書をずっと見させていただいてありますが、正直個人的な感想でいうと読みづらいです。それがなぜかというと、最初にタイトルがあって

その後に見出しがあって、その後に説明のグラフがあります。事例を載せることは非常にすばらしいのですが、この事例の業種を先に見てしまうのです。自分の業種が当てはまっていないと、これはうちに関係ないものだとスルーされる場合が非常に多いです。この白書のつくり方というのも、再検討したほうがと思っています。

今回、事例集というのをつくって頂き、これは非常に参考になると思いますので、こういうのを本当に皆さんにご覧頂き、いかに施策を多くの方に活用していただくか、それをご検討して頂きたいと思います。

以上です。

○三村会長 ありがとうございます。

この部分では最後に、小正委員、どうぞよろしくお願いします。

○小正委員 「平成31年度において講じようとする中小企業・小規模事業者施策（案）」ということですが、2点につきましてお話をさせていただきたいと思います。

まずは、事業承継というところですが、おかげさまで私も、以前話を聞いたところで、20年前は平均が45歳だったということですが、20年後には65歳になったという話で、私もその中の一人だったのですが、昨年うちの長男坊に事業承継という意味でも世代交代で社長を譲りまして、今、会長という立場でプッシュしていこうということです。そういうことをすることによって、いろいろと社内の空気も変わってくるということが非常に起きてきたかなと思っています。

ちょうど今、10年間の時限措置ということで、贈与税・相続税とか、そういうものについては非常に恩典があるということですから、これもぜひ各中小企業にも推し進めていって、私も中央会という立場でこのことについては声を大にして、今しかないのだということで、今、盛んに言っているところでございます。そういうことで、非常にありがたい施策を打っていただいているということでございます。

それからまた、ものづくりという点で「ものづくり・商業・サービス補助金」ということで、私も中央会ということでありまして、ものづくりについては各中小企業が非常に興味を持っておりまして、ついこの前も、今年度の公募があったのですが、非常に関心が高く説明会にもたくさん来ておりまして、今回は日にちが短いということで、次もありますけれども、その説明に向けての関心が非常に深いということです。そういう意味で何とか設備投資をしたい、いろいろなことを講じていきたいという点では、皆さんの意欲は結構ありますので、そういう面でもまたやっていただけたらと思います。

まだまだこの中小企業白書あるいはいろいろな機関においても、先ほど、諏訪さんも言われましたけれども、活用というか、その施策はまだ知られていないというのも結構あるのだなと思います。中小企業にどういう施策があるのだということを、ぜひ浸透させていただきたいなと思いますし、その辺の説明会だとか、あるいはそういう場をつくっていただきたいなと思います。

以上でございます。

○三村会長 ありがとうございます。

それでは、この1部の回答を中小企業庁からよろしくお願いします。

○伊藤調査室長 たくさんのコメントありがとうございます。もちろん全て回答できるものがあるとは限りません。できる範囲でお答えしたいと思います。

まず、M&A、親族外承継を進めることにつきましては、まさに問題意識を共有しております。それから、大企業との連携ではなくて、中小同士の連携ですとか、あるいは中小と産総研との連携といったようなケースですけれども、例えば中小企業と大学が連携して共同研究開発をするといったようなケースは御紹介しております、もちろんそういった大企業だけではなくて、中小企業同士あるいは中小と研究機関との連携、こういったものについてもしっかりと進めていく必要があると認識しております。

それから、創業の中で外資系をどう扱うかということは、これは確かに極めて留意しなければいけない点でございますので、これは御指摘を踏まえて、海外に流出することについては極めて注意していかなければいけないと認識しております。

それから、廃業と事業承継は極めて近いもので、早目の決断が極めて大事だというのは全くそのとおりでございます、廃業する場合であっても早目に準備していくことが極めて大事だというようなメッセージを白書の中でも紹介しております。

それから、例えばIoT、AIですとか、こちらの具体的な取り組みでございますけれども、例えばAIの導入に関して言いますと、白書の中で御紹介しておりますけれども、サポイン事業の中でAIを対象としたものに改組されてありますので、そういった取り組みについては紹介しております。

それから、読みづらい、事例については業種から外れると飛ばしてしまうといったことですが、そういった御指摘を踏まえまして今回新たに事例集をつくらせていただきました。我々は常にメッセージをどう届けるかというのを、メッセージをつくることと同じくらいに重要だと思っておりますので、ことしの白書につきましても、広報についてはどういうことができるのかということについて鋭意検討して、この事例集の作成等につきましても、どうやっていったらいいのかというのを常に改善、検討していきたいと思っております。

○三村会長 ありがとうございます。

御要望につきましても、全体として、この白書自体は評価するという立場で、さらにそれを、例えばIoTが重要だということはわかるのだけれども、これを具体的にどうやって例えば100万社に広げるのかと。そここのところをもう少し検討してほしいというのも、私もこれは全くそのとおりだと思います。皆さんの御要望は、この中身を評価した上でさらに一歩先に進めてもらいたいという内容だと私は了解いたしましたので、この「平成31年度において講じようとする中小企業・小規模事業者施策（案）」につきましては、細かな記述なども含めまして全体的には御了承いただいたということで、私に一任していただきたいということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○三村会長 ありがとうございます。

中小企業庁には、せっかくの施策ですから、これをわかりやすくみんなに使用させるようにという努力を常にやっていただきたい。これは会長としても改めて要望させていただきます。

それでは、次に「小規模企業振興基本計画について」です。これについては、平成30年5月より、小規模企業基本政策小委員会において議論を行っていただきましたので、本審議会に報告いただきますけれども、基本政策小委員会の寺岡委員長より、御説明よろしく願いいたします。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

小規模企業基本政策小委員会の座長を務めさせていただいております、寺岡でございます。パワーポイントに沿って説明したいと思っております。

1 ページ、小規模企業振興基本計画につきましては、昨年3月に、経済産業大臣が中小企業政策審議会に対して諮問が行われて、およそ1年前の中小企業政策審議会において、小規模企業基本政策小委員会で実質審議を行うようにと依頼を受けて、昨年5月から7回にわたって議論を行ってまいりました。早いもので1年過ぎてしまいました。

本日は、これまでの議論を手短に御報告させていただきます。

2 ページにお移りいただきたいと思います。よろしくお願いします。小規模企業振興基本計画ですが、平成26年に成立いたしました小規模企業振興基本法に基づいて策定をされて、情勢の変化や施策の効果を踏まえ、おおむね5年ごとに変更するものとされておりますので、そのような議論を行ってまいりました。

これまでの小規模企業振興基本計画では、人口減少・高齢化、国内の競争の激化、地域経済の低迷等の構造変化の進展を背景に、事業を維持するだけでも大変な努力が必要であるとして、成長発展のみならず、小規模企業振興基本法の概念であります、事業の持続的発展を基本的な考えとしておりました。

事業の持続的発展とは、事業規模や売り上げの拡大に限らず、技術、ノウハウの維持向上、安定的な雇用維持等といった事業の充実を図ろうとするさまざまな取り組みを含む概念で、これらの概念を基本的な考え方として4つの目標を設定しまして、10の重点施策を位置づけておりました。

3 ページ目に進んでみたいと思います。議論としましては、平成26年の制定時からの5年間で、引き続き進展する少子高齢化の中で、新たな事業の担い手として、フリーランスの出現に加えて、副業、兼業といった多種多様な事業者の出現がある一方で、経営者の高齢化に伴い事業承継がいよいよ待ったなしの状況になりました。これは先ほどの白書の概要の説明にもありましておりでございます。人口減少により過疎化が進展する中で、地域産業や地域コミュニティが衰退するだけではなくて、ガソリンスタンドなどのライフラインの維持すら困難という議論もございました。

加えて昨年は、先ほど話もありましたけれども、西日本豪雨を初めとして大規模な災害が

続発いたしまして、製造業のサプライチェーン翼下の小規模事業者が被災するとサプライチェーン自体が断絶してしまう。製品供給がストップするなど、サプライチェーン翼下の小規模事業者の果たす役割の重要性が改めて浮き彫りになったと感じております。こうした議論の中で、事業者の数の議論ではなくて、機能としてどういう事業者の存続が求められているのかと。そういうふうな面で政策の軸を考えることが必要ではないかという問題提起もさせていただきました。

それでは、4ページ以降で具体的に議論を紹介させていただきたいと思います。

4ページ目でございます。現在、フリーランスなどの動きが拡大して、今では推計値で440万人と全従業員の7%となっております。副業者数も増加して有業者の3.5%に相当しております。これらの状況を踏まえますと、事業者が減少する中でフリーランスの方々への支援が急務であって、事業者が多様化する中で、支援を行う支援機関等においても、従来のface to faceの支援に加えて、ITツールを活用した支援の充実など、新たな支援策の実施が必要であると考えております。

5ページ目に移ります。次に、事業承継に関する問題です。今後10年の間に、70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人になり、うち半数は後継者がまだ未定という状況であります。現状を放置しますと2025年ぐらいには、約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われるという分析も出ております。こうした事業者は、地域にとって重要な役割を果たしている場合も多くあります。事業承継の課題に対しては、昨年度、今年度と法人・個人の事業承継税制を抜本的に拡充いただいたところであり、抜本的に施策を強化しているところではありますが、引き続き施策の強化が必要であると考えております。

6ページ目に移ります。次に、人口減少・過疎化に関する変化です。小規模事業者の数は、2014年から2016年の2年間で約120万者減少しております。中規模企業の減少をごらんいただければわかりますが、中小企業の中でも小規模事業者の減少が大きいことがわかると思います。

右の図をごらんいただければと思いますが、サービス施設は一定の人口規模がないと立地ができないわけです。人口減少に伴って需要が減少している社会構造においては、事業者の減少は不可避であり、必要なサービスがなくなることは地域の死活問題であり、地域を支える機能に着目し、地方公共団体と支援機関が一体となったような支援体制の構築が必要であると考えております。

7ページに移ります。次に、平成30年7月豪雨を初め、先ほどの話にもありましたように、大規模な災害が続発しておりまして、小規模企業基本政策小委員会のメンバーの中にも複数の方が被災されて、またサプライチェーンに被害が広がるなど大きな問題がありました。事業活動への影響を最小限に食いとめていくには、個々の事業者の防災・減災の取り組みへの支援が重要であります。また、小規模企業にとって親会社や支援機関など、事業者を取り巻く多様な関係者と一体となった取り組みを促すことも重要であると考えております。

8ページに移ります。本日は、4つの視点で議論を紹介させていただきました。5月以降、

24名の委員とともに行ってまいりました。第2期の基本計画としては、フリーランスなど多様な事業者への支援、事業継続リスクへの対応を追加し、これまで10の重点施策であったところを12の重点施策として、事業承継や地方公共団体などステークホルダーとの連携については、重点項目として取り組みを強化していく形で整理させていただいているところがあります。こうして議論してきました基本計画の改定案ですが、現在、パブリックコメントでいただいた意見等も踏まえて最終調整を行っております。

本日は、議論の紹介をさせていただきましたので、御意見をいただければ幸いです。後日、調整が終わりましたら改めて、書面審議の形でお諮りさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○三村会長 ありがとうございます。

現在、パブリックコメント中ということなので、きょうは途中過程ですね。どうぞ御意見がありましたら寄せていただきたいのですが、いかがでしょうか。

三神委員、どうぞ。

○三神委員 たびたびありがとうございます。

フリーランスの定義の中に、1人株式会社が入っているかどうか。今は1人で株式会社が設立できますけれども、実はフリーランサーのケースは、法人と契約を結ぶときに形だけでも株式会社にしていないと取引ができないものですから、一応、株式会社にしているが実態としてフリーランスというケースが非常に多いのです。1人株式会社だけの統計で見ると、一時期のデータですが、年間に2万から8万件ふえていました。これをもし統計に入れると、もうちょっと人数が多くなってくるのではないかという直感的な感覚がありまして、この層が定義上どのような感じで捉えられているかお教えいただけたら幸いです。

○三村会長 これはすぐ答えていただけませんか。フリーランスです。

○西垣小規模企業振興課長 きょうの図表に出させていただいたのは、その資料の出典にありますように、リクルートワークスさんのものをベースに書いているのですが、フリーランスに関しては、例えばフリーランス協会が1000万人いるとおっしゃってみたり、あるいは税務統計上、個人の方で事業収入があると言っていられる方が400万であるとか、そもそもどういうふうに捕捉するかということも含めて、今、我々は検討中でございますので、今の御意見は非常に重要な点だと思いますけれども、我々として、まだこれからどういう形で捕捉できるのかを含めて考えていきたいと思っております。

○三村会長 豊永委員、よろしくお願いします。

○豊永委員 1点であります。まず、この資料の中には必ずしも出ていませんでしたけれども、中小企業の減少のかなりの部分は小規模事業者の影響で減っていると。むしろ中規模の中小企業数は減っていないし、従業者は増えているというのが少なくとも数年前の数字であって、最近のセンサスではそこは必ずしも中規模のものであってもそうでもないということになっていると思いますが、いずれにしても大幅に減っているのは小規模事業者

のところだという認識が多分定着しつつあると思うのです。その危機感がもう少しこの小規模の計画の中に色濃く、強く出る必要がある。それがこの危機感を迫力を持って伝えるためには重要なのではないかと考えます。

その上で、先ほどの施策のところにもかかわるのですけれども、創業という部分のワーディングというか、事業承継、フリーランスという、副業とかかわる部分はあるのですけれども、事業者自体の減少を防ぐために事業承継は大事なのです。しかし、ネットで増やす、スピードの問題はありますけれども、やはり本質的な事業者数を維持し活力を維持する観点からは、創業、開業をもう少し正面から捉えて、その施策を強化する必要があるのではないかという感じを持ちましたので、御一考いただければ幸いです。

○三村会長 ありがとうございます。

次は、石倉委員。

○石倉委員 現行の基本計画と新たな基本計画の対比という部分につきまして、私は異議を唱えるものではなくて、よく見ていらっしゃるというのが結論ではあります。その中で、特に本日の議論もそうですけれども、少子高齢化社会が最大の課題であって、どのように克服しながら、企業の現場では今、人手不足時代における生産性向上と働き方改革が必要であるとされている。そして、持続可能な社会保障政策の策定に当たっても、財源の確保と安全、安心をどのように担保していくかが課題となっています。

私の立場上、一つは社会保険労務士の立場で、現場の中小企業・小規模事業者を見ていきますと、建設業、製造業、運送業、サービス業などにおいて、いわゆる経営資源としての人材が集まらない。このような現状の中で、しかしつくらなければ、走らなければ、売らなければ収益は上がらないにもかかわらず、従業員一人一人の賃金、社会保険料などのコストは上昇している。また、ベンチャーなど、今回はフリーランスという言葉が大分出ていますが、新たに事業を起こす方については、余りにも労働法を初めとする法教育が脆弱である。劣悪な労働環境をつくり出している現状もあるということです。

それから、小規模事業者においては、経営を計画として捉えていくための人的、時間的余裕がない。相談するという機運も実際は欠けているのではないかと。働き方改革の捉え方についても、法律が変わったからということではなくて、いわゆるその企業の発展と従業員の健康を守る、この2つをどう両立させるかということで、おたくの企業を伸ばすためには必要なですよというような説明をもっと丁寧にしていかなければいけないだろうと思っています。

もう1点の視点は、私は地元の上尾商工会議所の常議員、それから、小規模企業等経営改善資金審査会委員長をしております。その実情を見ますと、事業者の廃業がふえているのがどうしても現状としてあります。会議所としては会員の減少傾向が続いておりますし、商工会議所の組織率も低下傾向にあって、地域の総合経済団体としての役割の向上には苦慮しているのが現状です。

そして、マル経の視点から言いますと、いわゆる通常の金融機関では審査を通すのも難し

いような案件についても、フォローしてくのがマル経資金であって、運転資金、設備資金合わせて2000万円までの枠で審査をさせていただいています。しかし実は、経営戦略としての設備資金の需要が弱いという印象を持っています。この融資先の、いわゆる商工会議所の会員ですから、例えば小さなおそば屋さんとか、そのようなところの果たしている役割がいわゆる地域の区長さんであったり、コミュニティーセンターの鍵を管理していたり、子供たちの見守りや高齢者の見守りをしていただいてもいます。今後、外国人労働者が入ってくる形が、産業界としては大きく受け入れの歓迎の、人材確保という部分では期待があるのですが、地域社会においては、住民としての受け入れが必要になってくる。このときにも、いわゆる住民生活を営むうえでも、しっかりとしたそういう小規模事業者が地域コミュニティーを守るための仕掛けを担ってもら。そんな役割が今後出てくるだろうと思っています。そんなところで基本計画としても、地域を構成するファクターとしての小規模事業者の持続的な発展のための支援、育成、この部分をぜひ強調していただきたいと思っています。

以上です。

○三村会長 ありがとうございます。

それでは、阿部委員、よろしくお願いします。

○阿部委員 ありがとうございます。私も肌感覚のお話で手短かにきたいと思います。

フリーランスに着目していただいたのは、非常にありがたいことございまして、先ほども豊永委員さんがおっしゃいましたけれども、小規模事業者が非常に疲弊して廃業して少なくなっている。ここは何かというと商店街の事業主なのです。お父さん、お母さんでやっているところがどんどん高齢化になって廃業している状況の中で、商店街の今までの支援策という概念を取っ払って、抜本的に変えて、ミニまちづくりというのでしょうか、生活街というのでしょうか、そこでしっかりと起業できるという、新陳代謝ができる若者がチャレンジをするインキュベーター施設のようなところにしっかり支援をしていただきたい。商店街活性化という、ちょっと時代おくれの考え方はやめていただいて、全体の生活街の畑を耕して、そこに新しい芽をまくことによって、それが育つという形を作ることによって、フリーランス、ITとかそういうところは賛成ですけれども、お店をやりたいとか、そういうところも育っていくのではないかなと思います。

時代は繰り返しておりまして、江戸時代から大体そうなのです。ずっと100年も続いている商店街のお店なんか、わずか0. 何%です。そんな中で考えると、もう少しコンパクトで中心市街地の活性化という、さらにパワーアップできるような、そういったところに若い子が新陳代謝でさらに活躍していくようにスタイルをちょっと変えていただいて、その考え方のウェイトをちょっと高めていただければありがたいと思っています。

以上です。

○三村会長 ありがとうございます。

田村委員、よろしくお願いします。

○田村委員 手短にお話しさせていただきます。

まず、先ほど資料に出ておりました中で多様な小規模への支援があるかと思いますが、本当に小規模は多様で、まとめることが難しいと考えられます。一人一人に焦点を当てるのは難しいと思いますので、商店街活性化のための小規模に対する支援について、もしくは地域活性化を目指して、若者が新しい働き方として選んだ小規模のフリーランスについてなど、目的別にもう少し見える化した施策のあらわし方をしていただけたらありがたいな思ったのが一つです。

また、働き方の中で、特にフリーランスの副業等を考えていらっしゃる若い方や、または女性の方たちにお話を伺いますと、新しい働き方としてフリーランスという方法をとられている方が多い。そして、仕事をするときには受注先の大手と組むことが多く、業界ごとに仕事の仕組み、やり方とか、特に納期のところでは問題が生じることがありますので、ぜひ発注元と受注側が一緒になってコミュニケーション取りながら仕事をつくっていく方法の仕組みとか場所を提供していただけたらと思った次第です。

以上です。

○三村会長 では、このセクションの最後の御意見をよろしくお願いします。弘中委員、よろしくお願いします。

○弘中副部長 代理出席の立場で恐縮ですけれども、手短に1点だけ。

事業承継のところにつきまして、金融の実感からしても、小規模の事業者のところで事業承継のニーズが拡大しているというのを非常に肌身で感じております。ここを拡大させていこうとすると、どうしても小規模であればあるほど、マッチングできる担い手、専門家をどういうふうに育成していくかということも、いわゆるいろいろな施策のところを生かしていくという意味でも非常に重要な点になってくると思いますので、ぜひそういう観点のところも盛り込んでいただきながら、計画のところを進めていただけるとありがたいなと思いました。

以上です。

○三村会長 先ほど申し上げましたように、これはパブリックコメント中で、今の御意見に対して何かお答えがあれば、どうぞお願いします。

では、寺岡先生からお願いします。

○寺岡委員長 意見をいろいろとありがとうございます。

7回議論を重ねてきて、皆様の意見とかなり我々は共有化をしてきました。単なる経済問題だけではなくて、地域になりますと社会問題といいますか、社会の構造に深くかかわった存在というのが小さな企業であると。その他方で新たな動きがあるのではないかと。特にフリーランスとか副業です。そこら辺の実態を我々はできるだけつかんで、そこにどういうメッセージを出すのかということが一番苦労したところであります。先ほど、新たな担い手とかイノベーションということもありましたけれども、何せ数がすごく多いものですから、どういうものを典型的にするのかというのが我々が非常に悩んだところで、委員の皆様

は随分苦勞していただいたと思っております。

課長のほうで、何か追加はありますか。

○西垣小規模企業振興課長 いろいろな御意見をいただきましたと思いますけれども、最初に豊永委員にいただいた、まさに小規模事業者が特に減っている。きょう出している資料の6ページの左側のグラフです。この2年間だけを見ますと23万減っていて、小規模がそのうち20万なのですが、例えば2012年からとか、もうちょっと引き延ばしていくと、まさに豊永理事長からありましたように、小規模が減っていて中規模が少し伸びている傾向は、実は今も続いていると見ております。

そうした中で小委員会でも、今、寺岡座長からもありましたが、この数が非常に減少しているという危機感は非常に強くて、先ほどございました起業や創業支援の話、こういったところの拡充をますますしていかなないと。その起業や創業支援をしていく意味でも、地域の支援機関の間口をどうやって広げていくのかという議論をしていたところです。

最後のページの現行基本計画と新たな基本計画の対比というところで、確かに赤字にしていなくて大変申しわけないのですが、起業、創業支援は、もともと5年前の基本計画のときから、小規模事業者の数といいますか、新陳代謝を盛んにしていくために創業支援をしっかりとやっていくということですから、そこについてか、引き続き支援をしていくということで赤字になっていないのですが、我々としては大きな課題だと捉えていたところでございます。

それと、先ほどいただいたほかの御意見でいいますと、先生から答えていただいたように、地域における役割がもともとこの小規模企業振興基本法のときに、持続的発展という言葉をやうたい出す前提として、小規模事業者の方々は経済的な事業活動とあわせて、地域のコミュニティの中での必要な役割を持っていってほしいということで、小規模事業者施策を取り組んできておりますので、そこは我々としても今回の議論の中でも十分生かしてきていると考えております。

また、阿部委員からございました、商店街の役割というところですが、まさに地域の人が集まる場所をどう考えていくのかという議論もございました。例えば、小規模施策の中に持続化補助金がございますが、こういったものも、1社ですと50万円ですが、連携で10社集まると500万円というところで、自由な発想で議論ができるのではないかと考えています。

私からは以上です。

○三村会長 どうもありがとうございました。

先ほどありましたように、パブリックコメント等々、現在、細部調整中ということなので、きょうの御意見も踏まえて、再度よろしくお願ひしたいと思います。

ただ、印象としましては、一つは機能に注目する、それから沼上委員が先ほど言われたように、価値ある事業をどう継承するのかという議論と、それから、地域の一員としての小規模と、これをどうバランスさせるのかという点は、非常に難しい点だと私は思っています。

いただきました。

それでは、調整方よろしくお願いします。

次に移りたいと思います。最後のセッションですが、第198回国会 中小企業庁提出法案及び中小企業等の経営強化に関する基本方針の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

○田上企画課長 第198回国会に中企庁から提出しております法案につきまして、御説明いたします。資料10－1をご覧ください。「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案」、通称「中小企業強靱化法案」と申しております。

先ほどの御議論でありましたように、昨年は自然災害が多発し、中小企業の経営者が高齢化し、中小企業の事業継続に大きな課題がございます。そうした課題を踏まえて、中小企業の災害対応力を高めるとともに、事業承継を円滑に促進していくことを今回の法案の主な措置事項としております。

具体的な措置の内容につきましては（１）のところですが、まず、中小企業・小規模事業者の方の事業継続力の強化、災害対応力を高めていくものでございます。まず、①のところ、サプライチェーンに入っている中小企業や地域の雇用・経済を支える中小企業をどうやって維持していくかということにも関わりますが、そうした自然災害に対する備えを促していくために、これまでの自然災害で得られた知見等を基に基本方針を策定することとしたいと考えております。高橋委員から、これまでの自然災害で得られたノウハウを出して欲しいといった御意見もありましたが、これまでの中小企業における災害対応でどういったことがうまくいったのかを中心に、対策の内容を基本方針としてお示ししたいと考えております。

また、中小企業を取り巻く関係者、例えば、サプライチェーンの親事業者や、金融機関、保険会社、自治体や商工団体においては、普及啓発や指導助言、保険会社には災害対応に取り組んだ中小企業のリスクをしっかりと評価していただき、保険料の設定をしていただきたいといった期待をお示ししたい。こうした基本方針に基づき、中小企業の方々には、事業継続力強化計画を作成していただき、支援策をお届けしたいと考えております。

計画策定においては２パターン検討しており、一つ目は、単独で行うパターンです。中小企業が単独で「事業継続力強化計画」として、災害時の初動対応、必要設備の導入、保険加入等のリスクファイナンス対策、そして計画を作るではなく、実効性を高めていただくための訓練なども行っていただきたいと考えております。

複数で行うパターンとしては、複数の中小企業が連携し、例えば組合単位で連携するとか、サプライチェーンの親事業者と一緒に連携するといったものを想定しております。

こうした取組に加えて、商工会・商工会議所においても、地域の小規模事業者の方々の事業継続力強化を応援していただくために、普及啓発や指導助言、復旧支援といった計画をお作りいただいて、これを都道府県が認定する制度を設けたいと考えております。

また、こうした取組に当たっては、商工会・商工会議所は非常に人員が不足している状況にありますので、地方交付税措置を講じまして、地域の小規模事業者の支援を応援していると考えております。

(2)でございます。こちらは事業承継、特に個人版事業承継でございます。平成31年度の税制改正で、個人事業者の土地、建物の贈与税・相続税を100%猶予する「個人版事業承継税制」が創設されました。この税制の効果が発揮されますよう、事業用資産の円滑な移転ができるように、遺留分に関する民法特例の対象を個人事業者にも拡大したいと考えております。

(3)では、外部関係者の関与による基盤強化ということで、まず、若い中小企業、いわゆるベンチャー企業の成長を促進していくということで、中小企業者が社外高度人材であるプログラマーや弁護士・税理士を活用し、新事業分野を開拓する計画の認定制度を創設させていただきたいと考えております。ストックオプションの税制の対象を従来の役員と従業員から、こういった社外高度人材を広げるといった税制の改正もあわせて行っているところです。

また、小規模事業者の経営発達に関する支援事業につきまして、今までは商工会・商工会議所だけで計画策定を行っていましたが、今後は、市町村と一緒に計画を策定し、都道府県の意見を伺うという形にスキームを変更したいと考えております。

こうした取組に関連し、中小機構においても、情報提供や相談対応の業務を機構法の中に追加させていただき改正を併せて行いたいと考えております。

続いて、資料11-1をご覧くださいければと思います。中小企業の経営強化に関する基本方針の改正の方向性でございます。

1 ページですが、この基本方針は経営強化法に基づきまして具体的な内容を定めるという機能と、認定制度の認定基準としての機能を有しております。今回、御審議いただきたいのは3つでございます。

- 1 つ目が事業再編投資の内容に関する事項
- 2 つ目が社外高度人材で、先ほどのストックオプションの関係の事項
- 3 つ目が災害対応の関係の事項、でございます。

1 ページおめくりいただき、①事業再編投資です。こちらは、将来的なM&Aに向けて、磨き上げ支援等を行う事業承継ファンドがございますが、平成31年度税制改正で、事業承継ファンドを通じて中小機構から出資を受けた場合は、中小機構分を大企業保有分と評価しないという改正を行っております。従来は、中小機構分が大企業と評価されておりましたので、そのファンドから出資を受けた企業は中小企業税制を使えないといったことがございましたので、その所要の改正を今回させていただきたいと思っております。

②が社外高度人材活用新事業分野開拓についてです。こちらでも社外の高度人材を活用して、ストックオプションの付与に関して税制優遇を適用できるという改正をやっておりますが、それに当たりまして、以下3点でございます。

具体的には、社外高度人材活用新事業分野開拓の内容に関する事項

2番目が、その社外高度人材が有すべき知識や技能

3番目が、ここは少し間違っておりまして、社外高度人材活用新事業分野開拓に当たって配慮すべき事項です。具体的には制度普及とか書類の簡素化といったところを想定しております。

③は、もう1ページおめくりください。中小企業の事業継続力強化ということで、先ほど申しました、事業継続力強化計画や連携するパターンの認定制度を創設することに伴いまして、単独と連携の具体的な中身をお示ししたいと考えております。目標ですとか、具体的な取組として、初動対応、人員の確保、事業継続力強化に資する設備の導入、リスクファイナンスや情報の保護に加えまして、中小企業を取り巻く関係者の方々に御協力いただいた取組を記載しております。

また、②の連携して行う事業継続力強化のところは、①の取組をベースとして、連携の形として組合を通じたものやサプライチェーンによる垂直連携、地域の自治体と連携した面的な取組などを組成していただき、こうした取組を応援していきたいと考えております。

②と③につきましては、中小企業強靱化法案が国会で成立をいたしましてから、改めて詳細をお示ししたいと考えております。

事務局からの説明は、以上になります。

○三村会長 ありがとうございました。

これが最後の案件になりますけれども、御意見のある方はどうぞ。

どうぞ堤さん、よろしくお願いします。

○堤委員 ありがとうございます。

何点か感想の部分も含めてお話し致します。中小企業、特に小規模事業ということで冒頭からいろいろとお話をされていますが、今、私の会社は50名ぐらいの規模になり、従業員数の上では小規模事業者には当たらない。けれども、100～300名規模の中企業とは課題も違う。従業員、パートも含めてこれぐらいの人数を雇用している小規模事業者ではない企業に対しての施策だとか、配慮のようなものがなかなか感じられず厳しいなと思っています。

中小企業という言葉自体もそろそろどうにかならないか、とすごく思っておりまして、例えば地域企業とか、ローカルカンパニーとか。中小企業という言葉がつくから、大卒や新卒が入ってきづらい現状があるのではないかと、恨み節を言うところもあります。

2年ぐらい前に三神先生がおっしゃった、中小企業のブランドづくりに、例えばテレビだとかコマーシャルだとかを活用して頂きたい。今ですと若者、ベンチャー、海外に向けて仕事をしている都内の勢いのある企業が対象で、あとは本当に小規模事業者に対して何とか潰れないようにライフラインを守ろうみたいな感じがします。実は、どちらの категорияにも入らない地場の中小企業も全国にたくさんいて、そこがしっかりと地元の雇用を支えている。そういうところに対して国が何を提示するのかという事を、ぜひもっと真摯に考えていただければと思います。

その意味でも、従業員数だとか資本金区分なども、かなり以前に設定されたのではないかと思います。今は、兼業副業やフリーランス等のさまざまな働き方が出てきた事で、例えば私どもの会社は3,000名のフリーランスを活用して事業展開をしています、会社組織としては中小企業である。そういった資本金区分、従業員人数というあたりも、杓子定規ではなくもう少し現状にあった弾力的な活用がされてもいいのではないかなと思います。

最後に、女性経営者の立場からいきますと、昨年度も申し上げましたが例えば出産だとか介護だとか、男性の経営者の方よりも家族の事情にも合わせながら事業を行っていかねばいけない。このときに、従業員には補償される育休や介護保障などが、経営者には仕組みとして用意されていない。このような経営者、自営業者に厳しい状況が続くと、一生懸命頑張って創業したり会社を継ぐよりは、大企業に雇われているほうが楽かなと思う人が多いのも理解できます。ぜひ頑張る人が損をしない国にしていいただければと思います。

以上です。

以上です。

○三村会長 よく言っていただきました。

中小企業という名前がちょっと後ろ向きなのですよ。この議論は昔からあり、我々の中でもやっているのですけれども、どう考えたらいいのか。おっしゃったことはよくわかります。

次には、小野委員、よろしくお願いします。

○小野委員 中小の建設業の立場から話をさせていただきます。

先ほど、一つは、中小企業の強靱化法案についてお話がありまして、私どもは建設業ですから、本来は人様をお助けする立場にあります。したがって、いわゆるBCPについては、まず、建設業者自身がしっかりとそういうものをつくって、それから人様をお助けするというのを、業界の内部でそういう話をしておりますのでお話をしていきたいと思います。それから、きょうは、前回もお話しさせていただきましたけれども、補助金について補助金決済の5月末までの延長というのを、ぜひ中小企業庁として助けていただきたいと思います。

私どもは、働き方改革の中で、先ほど来、生産性向上が一番話題になっているわけですが、既に申し上げておりますように、3月末で、この時期が一番忙しくて、4月になると急に暇になってしまうことに対して、国交省は、ゼロ国債であるとか早期発注であるとか繰越工事であるとか、まだ始めたばかりで量的に非常に少ないので、私どももまだ不満がありますけれども、またこの辺について中小企業庁からも一押ししていただいているということは十分承知しております。しかし、量的にまだまだこの平準化というものは進んでおりませんので、そういう意味で何をしたらいいかということでもありますけれども、補助金について、4月に受け付け開始、6月に決裁をして3月末に仕事を終わろというのが建設業界にいつも課されているところです。

例えば、工場にしろ、幼稚園にしろ、ほかのいわゆる文科省の問題にしろ、いろいろな役所の中で、中に入れるものについて補助金はたくさん出ますけれども、その仕事を3月末に

終えなさいと。つまり建設業においては、2月中ぐらいに終わって、機械類を整備して、3月末に引き渡すことになっておりますので、ぜひその辺の仕組みを5月末に補助金を延ばせるような、何かしらそういう施策を考えていただければと思います。

以上です。

○三村会長 ありがとうございます。

それでは、豊永委員。

○豊永委員 中小機構として一言お礼を申し上げたいと思っております。

事業再編投資の中で、御説明にありましたように、中小機構からの出資分を大企業保有分としないと。これは私どもがこれまで悩んでいたところでございますけれども、今回の改正において大いに事業承継ファンドにおける活動範囲を広げていく、いいきっかけをいただいたと思っております。機構として、この基本方針の精神に沿って精いっぱい努めたいと思っております。ありがとうございました。

○三村会長 ありがとうございました。

では、最後になりますが、河原委員、よろしくお願いします。

○河原委員 ありがとうございます。

最後にお願いがございます。今後の支援項目として検討していただきたいことがありますので簡単にお話しいたします。

昨年、文化庁で、やっと文化の定義の中に「食」が入ったばかりです。我が国の美味しい「食」というのは、ユネスコでも登録されましたが、私たち一般の食文化が認定されたもので、特別なお料理が認定されたものではございません。これを強みとして、文化と経済の融合を目指して、ぜひ中小企業庁の施策の中で、今後支援項目として入れていただきたいと考え、お願い申し上げます。

以上でございます。

○三村会長 ありがとうございました。

それでは、時間になりましたので議論は打ち切りますが、中小企業庁のほうから。

○松井財務課長 事業承継を担当します、財務課長の松井でございます。冒頭の白書の関係で、幾つか事業承継の関係を御指摘いただきましたので手短に。

ここ2年ぐらいで、親族内の承継のほうはいろいろ施策を拡充させていただきましたけれども、親族外、それから第三者承継は幾つかの御指摘もいただきまして、経営資源の引き継ぎとかマッチングの担い手とか、この辺もしっかりとまたやらせていただきたいと思います。

それから、三神委員から1点御指摘のありました、機微技術とか、外資が入った会計事務所が登録機関に入るというところで、これは現行でもデータベースあるいはマッチングのデータベースに参加する場合の事前のスクリーニングとか、案件のチェックなどもやらせていただいているところですが、今、いただいた御指摘も踏まえて、この辺もまた引き続きしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○三村会長 小野委員の、決裁を5月末までにということについては。

中小企業庁から回答をどうぞ。

○茂木総務課長 補助金については、今、いただいたような御指摘がほかにもあるというふうに聞いています。この場で何か結論を申し上げることはできないのですが、そういう御指摘をきちんと踏まえて、また財務当局なんかとも議論を詰めていきたいと思います。

○三村会長 小野委員、よろしいですか。

○小野委員 はい。

○三村会長 それから、先ほどの定義の問題については、御要望があったということを中小企業庁のほうでも記憶していただきたいと思います。

それでは、質問もまだ尽きないようではありますが、時間も11時半になりましたので審議を終了させていただきます。

今の説明のあったもののうち、事業承継ファンドについての中小企業との経営強化に関する基本方針の変更につきましては、細かな記述なども含めて私に御一任いただきたいと思います。

(「異議なし」と声あり)

○三村会長 ありがとうございます。

それでは、全体として『中小企業白書』『小規模企業白書』とあわせて、中小企業政策審議会に諮問いただいた内容につきましては、本日の議論を踏まえて答申としてかえさせていただきます。

その前に、安藤長官、どうぞ。

○安藤長官 皆様方に審議をお願いしておきながら、大幅に遅参をいたしましたことを深くおわび申し上げます。

三村会長初め、さまざまな多くの問題、課題につきまして精力的な御議論を賜りまして、改めて感謝申し上げます。申し上げるまでもありませんが、私どもは中小企業・小規模事業者の皆様方の施策を考えるに当たりまして、少子高齢化、人口減少は大変大きな構造問題です。中小企業・小規模事業者の経営者の方が直面しておられることを痛感しております。

また、今のお話にもございましたが、人手不足の問題を含めて働き方改革、そして消費税引き上げ、軽減税率の導入といった、これからの1、2年が、中小企業・小規模事業者の経営者の方にとりましても、大きな制度変更を伴う2、3年になってくるとも、大変大きな課題であろうと思っております。

また、そうした中で、豪雨のお話ございましたが、やはりここ10年単位で見ますと、過去の10年と最近の10年を見ますと、豪雨の倍率というのでしょうか、4割増ぐらいになっていることも事実であります。温暖化かどうかというのは別として、自然災害の脅威が高ま

っているのは事実であろうと思っております。

そういうことをつらつら考えながら、中小企業・小規模事業者の置かれた現状を我々はしっかり直視して、最大限に刺さる施策を御提供しなければいけないと痛感しております。

その一つと言うとやや手前みそでございますけれども、事業承継はやはり人口減少、高齢化ということを世の中がしっかり、政治も含めて改めて考えていただいた税制改革だったかなと思っております。

こういったことも含めて、これから私どもは、さらに果敢に施策を展開していかなければいけないと思っておりますので、きょうの御意見も大変参考にさせていただきながら、抜本的なことを考えていかなければいけないと思っております。

それと、こういうことのお話の前提として、中小企業・小規模事業者の皆様方へ施策の周知が行き届いていない、わかりにくい、申請しにくい、相談をしてもらちが明かないといった現実のお悩みを大変多く伺います。こういった点をしっかりと、私ども自身もIT化、デジタル化を進めていきながら、中小企業・小規模事業者の方たちの施策を手にとっていただけることをしっかり進めながら、その施策の効果検証をしっかりやっていきたい。またそれを施策にフィードバックして、いい意味で施策のクオリティーを上げていくということをいよいよ本気でやっていかないと、中小企業・小規模事業者の方々が直面しておられる課題に、下世話な言い方をすると刺さらないなと思っております。

三村会長初め、引き続き皆様方の御指導を賜りますことをお願い申し上げまして、御礼の御挨拶にかえさせていただきます。

本日は、どうも本当にありがとうございました。

○三村会長　ありがとうございました。

最後に、事務局から御連絡があります。

○田上企画課長　本日は、長時間にわたり御議論いただきまして、ありがとうございました。

次回開催日時につきましては、別途、事務局のほうから御連絡をいたします。本日御議論をいただきましたもののうち、小規模企業振興基本計画の変更及び今国会に提出中の法案に関します中小企業等の経営強化に関する基本方針の改正につきましては、今後、書面による審議とさせていただきたいと思います。

また、白書の本文につきましては、委員の皆様には4月の下旬ごろに商業誌のほうを郵送させていただきたいと思います。

○三村会長　どうもありがとうございました。

きょうは全員に御発言いただきまして、司会者としては満足でございます。ありがとうございました。

中小企業政策審議会をこれで閉会いたします。どうもありがとうございました。

午前11時37分　閉会